



国民健康保険税の軽減判定所得の算定に 誤りがありました

国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、青色申告による純損失の繰越控除を行う際、軽減判定用の独自の繰越控除額を用いて算定すべきところ、誤って確定申告上の繰越損失額を用いて算定していたため、一部で課税誤りが生じました。（別紙「現在生じている現象について」参照）

1 対象者

世帯主または被保険者が事業主である青色申告者のうち、青色専従者給与を支払い繰越損失額があった人および、65 歳以上で 120 万円以上の年金収入のある繰越損失額があった人の一部

2 件数・影響額

法定により追加徴収の場合は 3 年、還付の場合は 5 年の対応を行います。

年度	増額賦課（追加徴収）		減額賦課（還付）	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
平成 28 年度	2	62,400	—	—
平成 27 年度	—	—	1	21,400
平成 26 年度	—	—	1	32,400
平成 25 年度			2	147,000
平成 24 年度			1	59,500
計	2（2 世帯）	62,400	5（2 世帯）	260,300

3 対象者への対応

今回の課税誤りに伴う更正通知書は、誤りの内容等を記載した文書を同封の上、5 月 2 日に戸別訪問して持参し、お詫びと説明を行います。

4 再発防止に係る措置

電算システムを改修し、確認体制を整え、以後このような誤りがないように万全を期します。



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：税務課 市民税係 石田・加藤
電話：0250-62-2510（内線 2664・2665）
mail：zeimu@city.agano.niigata.jp